

公立大学法人静岡文化芸術大学教員定年規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第18条第2項の規定に基づき、就業規則第2条第1項第2号に定める教員職員（以下「教員」という。）の定年について、必要な事項を定める。

(定年年齢)

第2条 教員の定年年齢は満65歳とする。

(定年退職)

第3条 定年年齢に達した教員は、定年年齢に達した最初の3月31日をもって退職しなければならない。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年10月1日から施行する。